

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（426））

2. 日時：平成29年10月13日 10時00分～12時30分

13時30分～15時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、安田安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：参与（安全技術担当） 他15名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条／第39条 地震による損傷の防止」、「第5条 津波による損傷の防止」及び「第43条 重大事故等対処設備」について、10月12日のヒアリングにおける提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<耐震設計方針について（審査会合時の指摘事項に対する回答）>

<指摘事項7及び8>

- 液状化検討対象層の液状化強度特性の調査結果を踏まえた今後の検討スケジュールを提示すること。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成立性について（審査会合指摘事項に対する回答）>

<指摘事項29>

- 基礎地盤の許容限界に関し、「安全裕度」という表現を適正化すること。

<指摘事項31>

- 地盤高さの嵩上げ部の基礎地盤に対する地盤改良範囲について、当該範囲の変更を判断した理由及び変更内容を提示すること。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針及び構造成立性評価結果について>

- 最小安全率となるケースのまとめにおいて、水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮した結果についても整理して提示すること。
- 鋼管杭や上部工については現状の仕様が設計上の余裕の観点で上限ではなく、詳細設計の段階で大きな設計変更とならないことがわかるよう説明を充実して提示すること。

<耐津波設計方針について（津波の二次的な影響における漂流物の設定変更（東海港における浚渫作業船舶の変更））>

- 東海港における浚渫作業台船の変更について、これまでの説明からの変更点及び漂流物評価の結論を明確に提示すること。

<地震による損傷の防止について>

- 既設設計基準対象施設のうち評価方法を変更する施設に対する他プラントの手法の適用性について、プラント毎の構造の相違点及び共通点を踏まえ、適用可能性の考え方を再度整理して提示すること。
- スタンドパイプの応力・ひずみ分布図について、局所的なひずみの発生状況が確認できるよう複数の断面を提示すること。
- スタンドパイプ等の建屋・機器連成モデル及びスタンドパイプ等における荷重応答値を整理して提示すること。
- 動的機能維持、極限解析について検討を踏まえて決定している事項について、設計方針として示すべきものと詳細設計で必要となるものを整理した上で、検討の見通しを提示すること。
- 既設設計基準対象施設のうち他プラント手法を適用するもの及び動的機能維持評価の対象の抽出等、対象とする母集団や判断後の設備類のステータスが正確に読み取れるよう、フローチャートを整理して提示すること。
- 動的機能維持評価の対象整理表について、予め評価対象から除外している施設・設備の考え方を整理して提示すること。また、技術基準規則別表第二をベースに評価対象を分類することにより、複数の類似の設備がひとつの項目にまとめて表記されてしまうものとするが、グルーピングされるものの代表性について整理して提示すること。
- 個々のスタンドパイプにかかる荷重と平均地震荷重との関係を荷重の大きさの観点から整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐震設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応

- ・ 東海第二発電所 耐震設計の基本方針について（審査会合時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 防潮堤の構造成立性に係る審査会合時の指摘事項への対応
- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成立性について（審査会合指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針及び構造成立性評価結果について
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針について（津波の二次的な影響における漂流物の設定変更（東海港における浚渫作業船舶の変更））
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する防護方針）（第516回審査会合（平成29年10月5日）時の指摘事項に対する回答（指摘事項1抜粋））
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）